公益財団法人東京 YWCA　留学生支援事業
会員サポート支給規程

第１条（目的）
この規程は、「留学生の母親」委員会運営規程第 15 条に係る留学生会員サポート特定資産（以下、「会員サポート」という。）を活用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

第２条（会員サポートの目的）
会員サポートの目的は、「留学生の母親」運動に登録するメンバー（以下、「メンバー」という。）が、日本で学ぶ外国人留学生（以下、「留学生」という。）の宿舎保証人を引き受け、賠償責任を負った場合、あるいは、留学生との交流において不測の事態が生じた場合に経済的にサポートすることである。

第３条（会員サポートの使途）
会員サポートの使途は、次の通りとする。
（１）宿舎保証人サポート
（２）危機対応サポート

第４条（宿舎保証人サポートの対象者）
宿舎保証人サポートの対象者は、組み合わせ留学生の宿舎保証人を引き受けたメンバーで、宿舎保証人として留学生に代わり費用を弁償することとなり、実際に弁償した者とする。
２　前項のメンバーは、宿舎保証人となることができず、配偶者が代わって宿舎保証人となった場合、当該配偶者も宿舎保証人サポートの対象とすることができる。

第５条（宿舎保証人サポートの金額）
宿舎保証人サポートがメンバー等に対し、経済的支援として供与する額は、１回につき、上限 10 万円とする。

第６条（財政支援の対象範囲）
宿舎保証人サポートがメンバー等に対し、経済的支援として供与する対象範囲は、つぎの通りとする。
（１）滞納家賃とその延滞金
（２）退去等原状回復に要した費用
２　前項各号は、発生から 10 か月以内のものとする。

第７条（宿舎保証人サポートの審査）
宿舎保証人サポートの適用を望むメンバー等の審査は、資金小委員会が行う。

東京都千代田区神田駿河台 1-8-11　公益財団法人東京 YWCA

第 8 条（宿舎保証人サポートの申請に必要な書類）
メンバー等は、宿舎保証人サポート申請書に次の書類を添付して、資金小委員会に提出するものとする。
（1）経緯説明書
（2）連帯保証人を証明する書類（宿舎契約時の保証人名が記載された契約書の写し）
（3）支払いを肩代わりしたことを証する書類（不動産会社等の領収証で宛名がメンバー等の宿舎保証人名であるもの）
2　前項の書類が欠ける場合、申請することはできない。
3　メンバーの配偶者を宿舎保証人として申請した場合、メンバーとの婚姻関係を証明する書類の提出を求める場合がある。

第 9 条（可否の通知）
可否の結果は、審査の終了後に速やかに、申請者に直接伝えるものとする。

第 10 条（供与の方法）
宿舎保証人サポートは、支援が決まったメンバー等の個人の金融機関の口座に振り込むものとする。

第 11 条（危機対応サポートの対象者）
危機対応サポートの対象者は、メンバー及びその家族とする。

第 12 条（不測の事態の定義）
危機対応サポートにおける不測の事態とは、留学生との交流において、メンバー及びその家族が、生命及び心身の安全が脅かされる事態をいう。

第 13 条（危機対応サポートの適用範囲と支援の額）
危機対応サポートの適用範囲は、メンバー等に不測の事態が生じ、解決のために専門家に依頼し、要した費用とする。
2　ただし、危機対応サポートがメンバー等に対し、経済的支援として供与する額は、1 案件につき、上限 10 万円とする。
3　刑事事件は、危機対応サポートの適用範囲に含まれない。

第 14 条（危機対応サポートの審査）
危機対応サポートの適用を望むメンバー等の審査は、資金小委員会が行う。

第 15 条（危機対応サポートの申請に必要な書類）
メンバー等は、危機対応サポート申請書に次の書類を添付して、資金小委員会に提出するものとする。

東京都千代田区神田駿河台 1-8-11　公益財団法人東京 YWCA

（１）経緯説明書
（２）メンバー等を宛名とする経費の請求書及び領収証
２　前項の書類が欠ける場合、申請することはできない。
３　メンバー以外の者が申請者となる場合、メンバーとの関係を証明する書類の提出を求める場合がある。

第 16 条（可否の通知）
可否の結果は、審査の終了後に速やかに、申請者に直接伝えるものとする。

第 17 条（供与の方法）
危機対応サポートは、支援が決まったメンバー等の個人の金融機関の口座に振り込むものとする。

第 18 条（規程の改廃）
この規程の改廃は、「留学生の母親」委員会及び平和と人権事業部を経て理事会が行う。

附則
この規程は、 2025 年 4 月 1 日から施行する。

東京都千代田区神田駿河台 1-8-11　公益財団法人東京 YWCA